

地主・経営者のための情報マガジン

# AgriTimes

あぐりタイムズ vol. 80

2012 / 3月号



税金と資産運用のプロとして  
ランドマーク税理士法人はお客様満足度No.1を目指します

「小豆島に行ってきました。おいしい空気をたくさん吸って  
リフレッシュできました！」

## 今月の掲載内容

今月の  
目玉

### 平成24年度税制改正大綱～相続税・贈与税、所得税編～

セミナーのご案内	1 p
医療費控除の判断	4 p
「書面添付制度」の導入で税務調査対策は万全です！	5 p
今月のトピック「増販増客シリーズ第41弾」	7 p
お客様の声、無料相談会のお知らせ、税務カレンダー	8 P
職員紹介	9 p
	10 p

ご相談は無料です。お気軽にお電話ください！

ヨハセツゼイ または  
**0120-48-7271** ☎ 045-929-1527



ランドマーク税理士法人  
Landmark Licensed Tax Accountant's Co.

当事務所ホームページも是非ご覧下さい！

ランドマーク税理士法人

検索



【相続税対策】<http://www.zeirisi.co.jp> 【法人】<http://www.landmark-tax.com>



日本マーケティング・マネジメント研究機構・増販情報センター  
JMMO Marketing Information Center  
Japan Marketing & Management research Organization Marketing Information Center



## 平成24年度税制改正大綱 ～相続税・贈与税、所得税編～

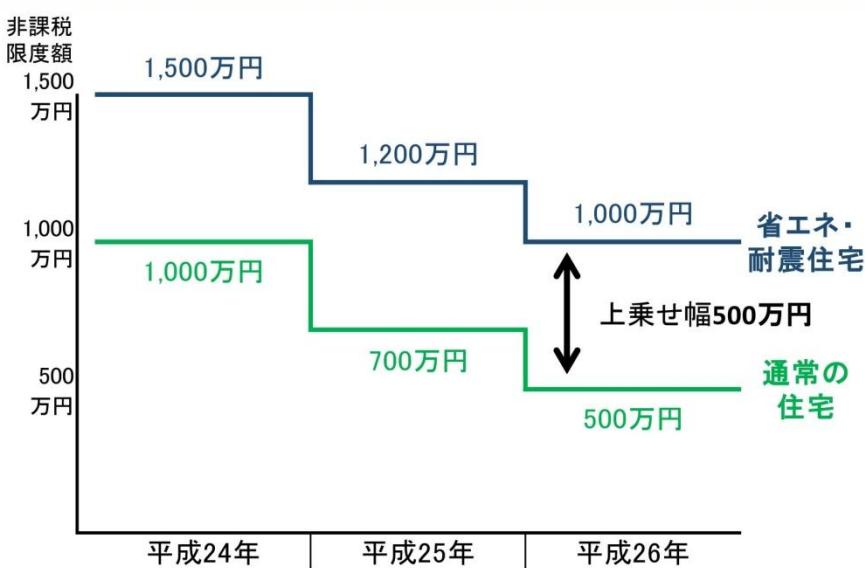
### (1) 相続税・贈与税

相続税・贈与税の改正内容は以下の通りです。

#### ①住宅取得等資金の贈与における非課税措置の拡充・延長

特に若年世代への資産の早期移転が喫緊の課題となっていること、また裾野の広い住宅需要を刺激することは内需拡大に資することを踏まえ、**直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、拡充・延長が検討されています。**

(平成23年の非課税限度額は1,000万円)



(注) 上記の改正は、**平成24年1月1日以後**に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用し、適用期限を**平成26年12月31日まで**とします。

#### ②住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の延長

住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例の適用期限を**3年延長**します。

#### ③農地等の贈与税の納税猶予の適用範囲の拡大

農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予について**10年以上**（貸付け時において65歳未満である場合には、20年以上）納税猶予の適用を受けている受贈者が、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき**農地等を貸し付けた場合**には、相続税の納税猶予を適用している場合の**特定貸付けの特例**と同様の措置を講じるものとします。



#### ④山林に係る相続税の納税猶予制度の創設

林業経営相続人が、森林経営計画が定められている区域内に存する山林（立木及び林地）について当該認定計画に従って施業を行ってきた被相続人からその山林を一括して取得し、当該認定計画に基づいて引き続き施業を継続していく場合、その山林に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予するという制度です。

その林業経営相続人が特例対象山林を死亡の時まで所有し、かつ、引き続き認定計画に従って施業をし続けた場合は、猶予税額を免除します。

#### ⑤相続税の連帯納付義務は申告期限から5年まで

相続税の申告期限等から5年を経過した場合、または、納税義務者が延納又は納税猶予の適用を受けた場合、相続税の連帯納付義務は解除されることとなります。

（注）上記の改正は、平成24年4月1日以後に申告期限等が到来する相続税について適用します。

## （2）所得税

所得税については、以下の見直しを行うこととします。

#### ①退職所得課税の見直し

退職所得については、長期間にわたる勤務の対価（給与）が一時期にまとめて後払いされるものであることや、退職後の生活保障的な所得であること等を考慮し、退職所得控除額を控除した残額の2分の1を所得金額とする累進緩和措置がとられています。

この2分の1課税を前提に、短期間のみ在職することが当初から予定されている法人役員等が、給与の受取りを繰り延べて高額な退職金を受け取ることにより、税負担を回避するといった事例が指摘されていました。

このような背景を踏まえて、勤続年数5年以下の法人役員等の退職所得について、2分の1課税を廃止します。

また、役員退職手当等に係る退職所得の課税方法の見直しに伴い、役員退職手当等と役員退職手当等以外の退職手当等がある場合の退職所得の計算方法、退職手当等に係る源泉徴収税額の計算方法及び退職所得の源泉徴収票の記載事項などについて所要の措置を講じます。

（注）上記の改正は、平成25年分以後の所得税について適用します。個人住民税は、平成25年1月1日以後に支払われるべき退職手当等について適用します。



## ②給与所得控除の上限設定

現在の給与所得控除は、給与収入に応じて遞増的に控除が増加していく仕組みとなっており、上限はありません。

しかし、給与所得者が必要経費が収入の増加に応じて必ずしも増加するとは考えられないことから、**給与収入が1,500万円を超える場合の給与所得控除額については、245万円の上限を設けることとします。**

(注) 上記の改正は、**平成25年分以後の所得税**及び**平成26年度分以後の個人住民税**について適用します。

＜給与所得控除額の改正前・改正後＞

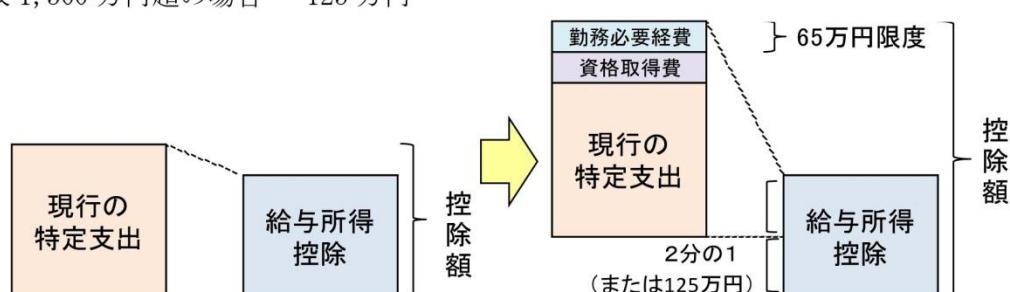


## ③特定支出控除の見直し

特定支出控除とは、仕事に関連する支出が多額になった**給与所得者**のために用意されている制度です。**通勤、転勤、転居、資格の取得**などに係わる支出が給与所得控除額を超えた場合、確定申告によって**給与所得控除後の金額から、その超えた部分の金額を差し引く**ことができるというものでした。

この**特定支出の範囲の拡大**と、**適用基準の見直し**が行われ、利用しやすくなります。具体的には、現在、特定支出の範囲から除外されている**弁護士、公認会計士、税理士などの資格の取得費**も特定支出の範囲に追加します。また、**図書費、衣服費及び交際費といった勤務必要経費**を**特定支出の範囲に追加**します（65万円が限度）。

- 給与所得控除の金額に加算できるのは、次に定める金額を超えた支出額となります。
- 年収1,500万円以下の場合…給与所得控除額の2分の1に相当する金額
  - 年収1,500万円超の場合…125万円



(注) 上記の改正は、**平成25年分以後の所得税**及び**平成26年度分以後の個人住民税**について適用します。

この内容はまだ決定されたものではなく、現時点では変更される可能性があるものです。確定され次第、また隨時ご報告いたします。



## 【セミナー報告】好評の声を頂いています！

### ● “評価額5割減”も夢じゃない！『相続・贈与税の土地評価』

(平成23年12月16日、横浜ランドマークタワー)

相続税の評価減のポイントは、ズバリ、土地評価です。特に路線価地域は、土地の形状や立地等により評価額が大きく変わります。申告経験豊富な弊社の実際の事例を交えてご紹介しました。



### ●不動産所得者の確定申告のポイント～賢い賃貸経営のススメ～

(平成23年12月19日、東京国際フォーラム)

費用の取り扱いにおいて、特に気をつけたい「修繕費と資本的支出」の違いなど、陥りやすいポイントを分かり易く解説しました。

#### 『相続・贈与税の土地評価』

- ・大変わかりやすく勉強になりました。
- ・新しい情報を分かり易く説明して頂きました。
- ・今後もセミナーの演目に入れてほしい。
- ・これから勉強し相続に対応したいと考えますので、よろしくお願ひします。

#### 『不動産所得者の確定申告のポイント』

- ・先生の実務に添った話が大変参考になった。
- ・具体事例を用いた説明が分かり易かったです。
- ・短時間でまとまり良いセミナーだった。
- ・レジュメも清田先生のご説明も非常に分かり易いと思います。

## セミナー開催予定

■ 2/27(月)、2/29(水) 14:00～ 相続の超プロが教えます

### ～今から始める相続対策～ 相続対策実践塾

「相続対策と相続税対策は何が違う？」「遺言は作成した方が良いの？」等、相続や遺言等について疑問を持っている方も多いはず。そこで、相続のプロが“今からできる相続対策”を伝授します。

内容は、「税理士によってこんなにも違う相続税」、「遺言の活用術」など、実務家だから話せる“ツボ”が盛りだくさん。気になる税制改正の動向についても解説があるので必聴です！

【参加費】無料 【講 師】清田 幸弘(代表税理士)

【会 場】

2/27(月)：成城ホール集会室E 小田急線「成城学園前」駅 徒歩4分

2/29(水)：自由が丘 緑が丘文化会館本館 第1研修室 東急東横線・大井町線「自由が丘」駅 徒歩約7分

■ 3月30日(金)15:00～『争族』回避の処方箋

### 正しい遺言の在り方

最新版「税金ガイド」プレゼント！

遺言について、こんな考え方をしていませんか？

「財産といつても、自宅くらいしかないので、争いにならない」、「子供がいないので関係ない」、「専門家に頼むと費用がかかるから自分で書いてしまおう」・・・。

実はそうではありません。相続対策を実体のあるものにするためには、正しい遺言書の作成が必要不可欠です。本セミナーでは、遺言書の必要性、法的に有効な遺言の残し方、税金対策上の留意点などをご紹介していきます。ご期待下さい！



【会 場】横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号 横浜ランドマークタワー25階セミナールーム3(2520)

【参加費】1,000円(関与先様、2回目以降の方、ご紹介による参加者様は無料です)

【講 師】清田 幸弘(代表税理士)ほか



## 医療費控除の判断

Q 医療費がたくさんかかった場合、**所得税の確定申告で控除**できるそうですが、どのような内容の費用であればこれに該当し、いくらまで控除できるのでしょうか？

A 医療費については、一定の要件を満たしたものであれば、**200万円を限度**として控除することができます（下記の計算式を参照）。どこまでを控除対象の医療費とするのかについては、以下の解説を参考にして慎重に判断するようにして下さい。

### 解説

#### （1）医療費控除の範囲

医療費控除を受けるには、以下の要件を満たしたものである必要があります。

- **納税者本人**や、納税者と**生計を一にする配偶者**やその**親族**の為に支払った医療費であること。（同一生計内であれば、所得の有無は関係ありません。）
- その年の1月1日から12月31日までに**実際に支払った医療費**であること。（例えば、12月終わりから翌年1月初めにかけて入院した場合において、入院費用の支払いが翌年になったときは、翌年の医療費控除の対象になります。）

控除の対象となる「**医療費**」とは、次に掲げるものの対価のうち、その病状その他の状況に応じて**一般的に支出する水準を著しく超えない部分**の金額をいいます。

- ①医師または歯科医師による診療または治療
- ②治療または療養に必要な医薬品の購入
- ③病院、診療所（指定介護老人福祉施設を含む）または助産所へ収容されるための人的役務の提供
- ④あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に規定する施術者または柔道整復師法に規定する柔道整復師による施術
- ⑤保健師、看護師または准看護師による療養上の世話
- ⑥助産師による分娩の介助

つまり、美容整形手術、健康増進のためのビタミン剤、漢方薬、アレルギー体質用ミルク、インフルエンザ予防接種の費用などは医療費には該当しないことになります。**人間ドックは控除対象にはなりません**が、健康診断により**重大な疾病が発見**され、引き続きその疾病的治療をした場合には、その**健康診断費用も医療費に含めることができます。**

#### ※医療費控除額の式

$$\left. \begin{aligned} &\text{医療費控除対象金額 (200万円が限度額)} \\ &= [\text{実際に支払った医療費の合計額} - \text{医療費の補てん金額 (注)}] \\ &\quad - [\text{「10万円」 or 「所得金額の合計額の5%」 そのいずれか少ない方の金額}] \end{aligned} \right\}$$



(注) 補てんされる金額とは・・・

社会保険などから支給を受ける療養費、出産育児一時金、医療費の補てんを目的として支払を受け  
る生命保険契約などの医療保険金、入院費給付金などです。

## (2) 判断に迷うケース

### ①差額ベット代

入院費については、医師等による診療等を受けるための直接的な費用として、医療費控除に含まれることになります。しかし、個室の場合、たいてい**差額ベッド代**が生じます。

重症で個室に入ることが治療上必要である場合は、医療費控除の対象になります。しかし、「**相部屋ではなく個室がいい**」といった**本人の希望**であるような場合は、症状に関係なく個室に入ったので、通常必要な医療費とは認められず、**差額部分は医療費控除の対象とはなりません。**

### ②歯科医の治療

金冠や人工歯などを装てんし、保険外診療として多額の料金を支払う場合がありますが、これらの費用が医療費控除の対象になるかは一括りには出来ないところです。

所得税法が医療費控除の対象としている医療費の範囲は、必ずしも健康保険法等で認められた保険診療の費用に限られません。病状・症状に応じて**一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額**については、保険診療以外でも**含まれることとなります。**

### ③松葉杖や車椅子など医療器具の購入費用

日常最低限の生活をするための購入した松葉杖や車椅子の購入費用は、医療費控除の対象とはなりませんが、その松葉杖や車椅子が**医師等による診療等を受けるため直接必要なものに該当する場合には、医療費控除の対象となります。**医師の指示に基づいて購入した医療器具も同様です。

ただし、**防ダニ寝具**のようなものは、それ自体が**「医療費器具等」に当たらない**ので、医師等に購入を勧められたかどうかにかかわらず、その購入費用は**医療費控除の対象とはなりません。**

提出された医療費の領収書等の**税務署での保存期間は1年間**です。

**後日、医療費の領収書等が必要となる方**は、申告書に添付せずに、**申告書を提出する際に提示**（申告書を送付などにより提出される場合には、医療費の領収書等の返礼を希望する旨の書面及び切手と返信用封筒を同封）して下さい。

国税について**増額更正できる期間が変更**されたことに伴い、平成23年12月2日以後に**申告**したものについて、電子申告の利用により提出を省略した**領収書等の保管義務の期限**が3年間から**5年間**となりました。

確定申告で利用した資料は計算の後も簡単に処分せず、しっかり管理しておきましょう。



## ランドマーク税理士法人は、 「書面添付制度」の導入で 税務調査対策は万全です！

書面添付制度とは、税理士法に規定されている制度で、税理士が顧客の税務申告書を作成する際に、“その内容が正しいということを税務署へ説明する書類”を添付することです。書面添付を行うことは、申告書類の品質保証となり、税務署からの信頼を得ることにつながります。

### 税務署からの信頼が高まり、 税務調査が入るリスクが減少します。

書面添付制度の採用により、適正な申告書を作成し、税務署が確認したいであろう内容（業績の顕著な変化やその理由等）も適切に説明しておくことで、税務調査に入る可能性が低くなると言われています。また、税務調査の前に税理士から意見を述べる機会（意見聴取）が与えられます。これによって「税務調査が省略される」ことがあります。

経営者や経理担当者の方、又は相続人の皆様の負担を考えれば、税務調査が省略されるメリットは大きいでしょう。

当事務所では、意見聴取によって**税務調査が省略になった事例が数多くあります。**

#### 税務署から届いた 「意見聴取結果についてのお知らせ」

あなた（貴法人）に税理士報第35条第1項の規定による意見聴取を行った結果、当該納税者に係る申告（○○税）について、特に問題とすべき事項は認められず、今までのところ調査は行わないこととしましたので、お知らせします。（以下省略）

さらに、書面添付の活用によって、申告書類の水準、税務署からの信頼、金融機関等からの評価が高まり、融資金利の優遇措置などを受けることも可能になります。

しかし、この制度は、その資料の作成に事務的な負担がかかったり、万が一虚偽の記載があった場合には、重い処罰を受けることとなるため、導入している税理士事務所はごく少数しかないので現状です。

ランドマーク税理士法人では、書面添付のメリットを最大限に拡げ、税務調査ゼロを目指しています。

#### 【書面添付の割合】

平成22年度書面添付割合は7.0%（平成22年度国税庁統計資料）に対し、

ランドマーク税理士法人は99%（TKC書面添付実績基準による）です。

全国では7.0%だけ



ランドマーク税理士法人では99%書面添付されている





## 今月のトピック「増販増客シリーズ 第41弾」

### まちづくりに直結！ 地域農産物のブランディ ング支援プロジェクト

日本全国屈指の茶処静岡県ですが、その中にある静岡市清水区で“桜葉の香りがする”不思議なお茶が栽培されています。もちろん普通のお茶に何かを混ぜているわけではなく、お茶の木そのものに含まれる成分から独特な香りがするのです。この茶の名前は「まちこ」と言います。

「まちこ」は、「清水をお茶の街にしたい」という趣旨のもと集まった有志により本格的な栽培、栽培方法が試され生まれました。今ではファンもいるほどのお茶に成長し、2009年世界お茶祭りに出品された世界緑茶コンテストでは、最高金賞をW受賞するまでに成長し、味や品質までも高く評価されるまでになりました。

#### ターゲットの絞り込みに工夫

お茶の評価が認知された次は、商品としての価値を確立するべく、市役所や農協等の各担当者・生産農家・販売店等の総勢12名が選出され、プロジェクトチームが組織されました。

まず最初に着手したのがコンセプトの設定です。特徴である「桜葉の香り」を活かしてどのようなコンセプトにするか、メンバー全員でブレインストーミングを行い「どんな時に飲みたいか？」「どこで売つてもらいたいか？」「飲むとどんな気持ちになるか？」などの要素を様々なキーワー

ドに落とし、絞り込んで設定されたコンセプトが「幸せのお茶 まちこ」と決定。幸せな気分の時、幸せになりたい時、合格や結婚などまさに幸せを感じている時に飲んでもらいたいお茶である事を明確にしました。

次はターゲット設定です。現状の生産・出荷状況が全国を対象にできる程ではないことを考慮し、まずは静岡市内、そして県内を中心に販売することが決まりました。このコンセプト・ターゲットの設定を検証する為、イベントや展示会に参加し、100名以上の方に試飲していただいた結果、全ての人が桜の香りを感じた、「幸せな気持ちになった」と答えていただきました。

ここから本格的な事業企画に入ります。プロジェクト参加者それぞれの役割と機能を整理し細かくブランドルールや商流を固めて行きます。さらにその範囲で考えられる営業・販売プロセスも固め、翌年の新茶より、実践をしていくことになりました。



#### 農商工連携、第6次

産業化という名のもと、全国で様々な事業が展開していますが、事業企画として成立されているケースはなかなか見受けられません。担当部署や担当者の技量で展開されることなく、事業として成立させる「地域の組織から起ち上がる6次産業化」を目指し、まさにこれから新茶製造の時期を向かえる事になります。事業企画の実践成果と農業への新たな可能性に期待したいと思います。

【出典：増販増客実例集 ver.9 事例：イワサキ経営グループ／株式会社イワサキ経営駿河増販情報センター 宮口 巧】

うちも増販増客したい！という方は、当事務所はまっこ増販センターまでお気軽にお声掛けください！



## お客様の声

お客様から、あたたかいお言葉を頂きました！

相続税の申告をされた

〈座間市 S様より〉

1. 当事務所はどのようにして知りましたか？

ホームページ DM ご紹介

2. 当事務所に依頼する前までは、どのような問題・悩みなどがありましたか？（複数回答可）

気軽に相談できる税理士を探している 税理士は既にいるが、相談したいことがある

実印を便わないので申告することは出来ないものか…これについて明確にお答え頂けなかった。

3. 今回の申告、もしくは毎月の巡回監査での担当者の対応はいかがでしたか？

満足 どちらかといえば満足 どちらかといえば不満足 不満足

ご紹介頂いてすぐに上記の実印の件のご返答を頂きました。

誠実さに安心感をおぼえました。

不思議な気持ちや心配事を話しても、繊細な距離感が素晴らしい。

4. その他ご感想・ご意見をお聞かせ下さい。

（良かった点・改善点・気になった点・事務所に対する要望はございますか？）

相続の場合は、これまでに既に疲れ果てていて、私の場合は、体力も気力も無い

状況でした。事務所は男性が多く緊張しましたが、私に 맞て急がせない、

担当者の余裕とゆっくりではいるが到底に落ち着かれず、お預りしてよかったです。という思いで一杯です。

相続税の申告をされた

〈横浜市港北区 U様より〉

1. 当事務所はどのようにして知りましたか？

ホームページ DM ご紹介

2. 当事務所に依頼する前までは、どのような問題・悩みなどがありましたか？（複数回答可）

気軽に相談できる税理士を探している 税理士は既にいるが、相談したいことがある

相続税に対する不安

3. 今回の申告、もしくは毎月の巡回監査での担当者の対応はいかがでしたか？

満足 どちらかといえば満足 どちらかといえば不満足 不満足

4. その他ご感想・ご意見をお聞かせ下さい。

（良かった点・改善点・気になった点・事務所に対する要望はございますか？）

新規にて対応して頂きました。

## 無料相談会のお知らせ

## 税務カレンダー

●太田 壽郎 顧問弁護士へのご相談

2月9日（木）、3月8日（木）

●田近 淳 顧問司法書士へのご相談

2月16日（木）、3月15日（木）

0120-48-7271

または

045-929-1527

### 2月～3月

[税目]	[期間]	[納期限]	[振替日]
固定資産税	4期分	2/29(水)	—

所得税・贈与税	確定申告	3/15(木)	4/20(月)
---------	------	---------	---------

個人消費税	確定申告	4/2(月)	4/25(水)
-------	------	--------	---------

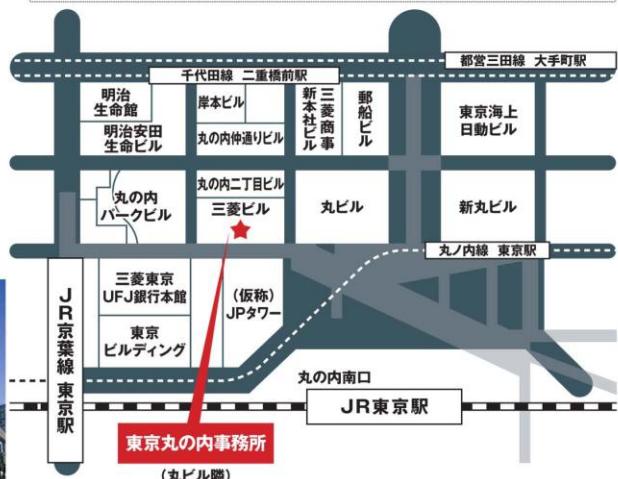
## タワー事務所

桜木町駅 (JR・市営地下鉄) 徒歩5分  
みなとみらい駅 (みなとみらい線) 徒歩3分



## 東京丸の内事務所

東京駅 (JR・東京メトロ丸ノ内線) 10番出口直結 徒歩3分  
二重橋前駅 (千代田線) 4番出口 徒歩2分  
大手町駅 (都営三田線) D1出口 徒歩4分 ほか



## 行政書士法人中山事務所

中山駅 (JR・市営地下鉄) 徒歩5分



## 横浜緑事務所

中山駅 (JR・市営地下鉄) 徒歩12分



## 川崎黒川事務所

黒川駅 (小田急多摩線) 徒歩5分  
若葉台駅 (京王線) 徒歩10分

## 発 行

### ランドマーク税理士法人 広報委員会

ランドマーク税理士法人 ランドマーク行政書士法人  
株式会社清田会計事務所 株式会社ランドマークコンサルティング  
はまっこ増販センター  
E-mail seita-yukihiro@tkcnf.or.jp  
[相続税] <http://www.zeirisi.co.jp> [法人税] <http://www.landmark-tax.com>

タワー事務所

〒220-8137 横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号 横浜ランドマークタワー37階  
TEL/045-263-9730 FAX/045-263-9731

東京丸の内事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目5番2号 三菱ビル9階  
TEL/03-6269-9996 FAX/03-6269-9997

横浜緑事務所

〒226-0014 横浜市緑区台村町644番地  
TEL/045-929-1527 FAX/045-929-1528

川崎黒川事務所  
(相続手続支援センター)

〒215-0035 川崎市麻生区黒川24番地  
TEL/044-281-3003 FAX/044-281-3004

行政書士法人中山事務所  
(相続プラザ)

〒226-0011 横浜市緑区中山町83番地  
TEL/045-350-5605 FAX/045-350-5606

### お問い合わせ窓口

全国共通フリーダイヤル  
ヨハ セツゼイ  
 0120-48-7271  
または 045-929-1527